記載例）

期間は１か月間。
この期間を過ぎると料金が発生する。

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年　度	一般廃棄物処理手数料の区分	減額・免除を受けようとする期間	一般廃棄物処理手数料の額
６　年度	手　数　料	R7年　2月　5日から R7年　3月　4日まで	円
納　入	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
減　額 免　除 を受けよう とする理由	● 全焼のため ● 半焼のため		

免除の場合は未記入

上記のとおり五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条の規定により、一般廃棄物処理手数料の減額・免除を申請します。

申請者　住　　所　五島市福江町〇番地△

氏　　名　五島　太郎

電話番号　0959-72-××××　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（あて先）五島市長

摘要	
	一般廃棄物収集運搬業者名：
	電話番号：

個人で運搬する場合で、申請者と運搬者が違う場合は、申請者情報の下に運搬者名及び運搬者の電話番号を記入。

個人で運搬する場合は未記入。業者に依頼する場合は、「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼してください。